

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 7 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 10 号 令和 7 年度岩国市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 令和 7 年度岩国市工業用水道事業会計決算の認定について

認定第 13 号 令和 7 年度岩国市下水道事業会計決算の認定について

認定第 14 号 令和 7 年度岩国市簡易水道事業会計決算の認定について

以上 4 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 73 号 令和 7 年度岩国市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決及び認定すべきものと決しました。

議案第 74 号 令和 8 年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 81 号 令和 8 年度岩国市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 98 号 岩国市斎場条例の一部を改正する条例

議案第 134 号 岩国市法定外公共物管理条例及び岩国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 135 号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

以上 4 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和 7 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

土木費の都市計画費の幹線道路対策費に関し、

委員中から、「大竹市小方から本市山手町までに至る岩国大竹道路の建設工事については、どのような進捗状況となっているのか」との質疑があり、

当局から、「現在、測量設計と用地買収はほぼ完了しており、和木町側から岩国トンネルの掘削工事を行い、1,703メートル付近まで完了している。岩国市側については、室の木アクセスインターチェンジ付近の掘削工事、トンネル坑口付近の盤下工事を行っており、掘削工事に向けた準備を進めている。また、広島県側においては、大竹市小方御園地区で、現在、橋梁下部工事を進めている状況である」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「市民から岩国大竹道路の早期開通は困難ではないかとの御意見を多く耳にする。そうした中で、本市室の木町から大竹市小方までの一部区間だけでも早期開通を望む、市民からの声が非常に多いが、開通時期の見通しはい

かがか」との質疑があり、

当局から、「岩国大竹道路の明確な開通時期は、国から示されていない状況であるが、岩国大竹道路建設促進期成同盟会等の要望活動を通じて、速やかに開通できるように、しっかりと国に要望を伝えてまいるとともに、委員から御案内のあった室の木町から大竹市小方に至る区間の暫定開通についても併せて働きかけてまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第135号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、「市営住宅への入居後に市の承認を得て増築を行った場合には、退去時における原状回復義務が定められているが、原状回復には多額の費用がかかるため、退去者にとって大きな負担となっている。新たな入居者を募集する住宅であれば原状回復する必要性が認められるが、用途廃止をし、解体する予定の住宅の場合にも退去者に原状回復を求めることについて、市はどのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「原則としては、原状回復して退去していただくことが当然と考えるが、入居の際の条件と入居者の退去時の状況を踏まえた上で、可能な対応について今後検討してまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「市営住宅の用途廃止はこれからも行われていくため、退去時の原状回復については、負担軽減となるよう、市民に寄り添った対応をお願いしたい」との意見がありました。

本議案については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。